

八郎潟町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 6,604	千円 2,946,872	千円 219,658	千円 475,292	% 16.1	% 15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

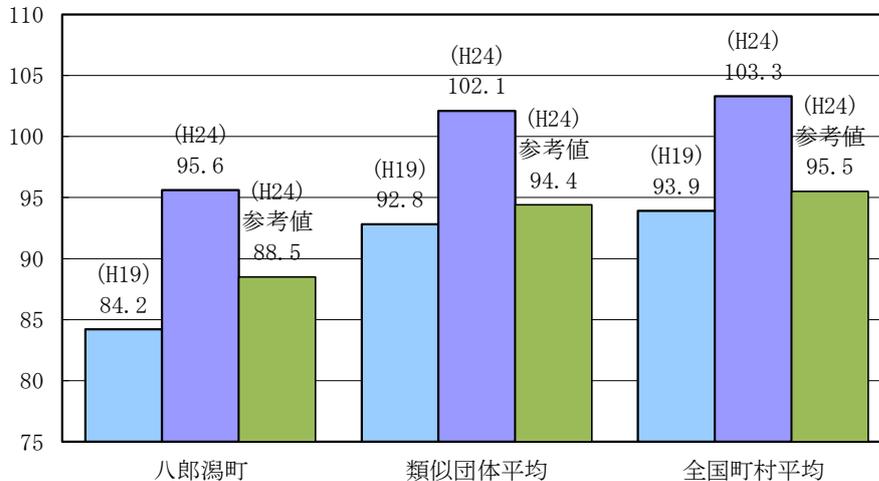
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 48	千円 171,185	千円 20,906	千円 60,822	千円 252,913	千円 5,269	千円 5,545

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置しておりませんので、①及び②の掲載はいたしません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
21年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
21年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在) (単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

①一般行政職

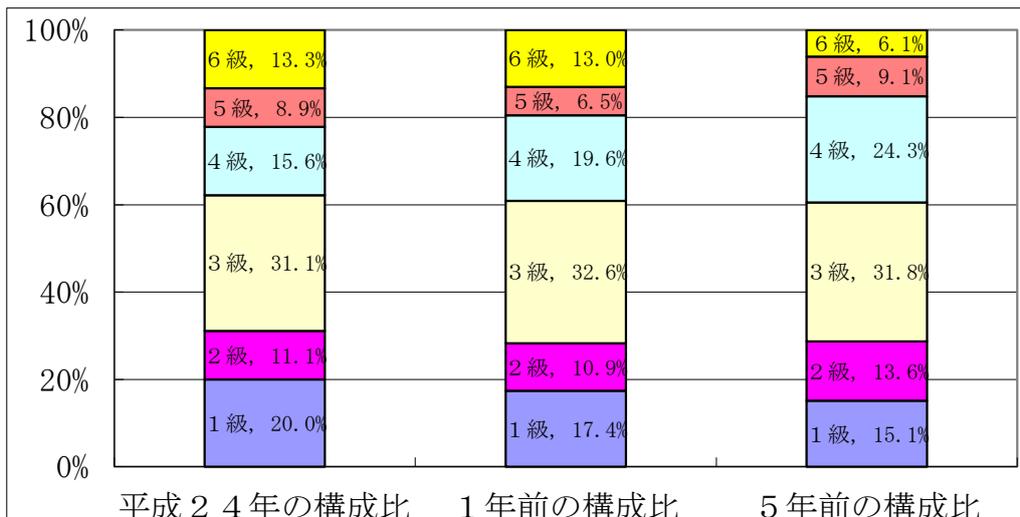
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八郎潟町	44.1 歳	303,700 円	329,800 円	321,904 円
秋田県	43.3 歳	344,300 円	408,389 円	378,778 円
国	42.8 歳	304944 (329,917) 円	- 円	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.1 歳	314,214 円	356,072 円	340,467 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	6人	13.3%
5級	課長	4人	8.9%
4級	課長補佐	7人	15.6%
3級	係長	14人	31.1%
2級	主任	5人	11.1%
1級	主事	9人	20.0%

- (注) 1 八郎潟町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 税務職を除くものとする



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

八郎潟町一般職の初任給、昇給、昇格等に関する規則に基づき、毎年1月1日を昇給日とし、昇給日前1年間における職員の勤務成績に応じて昇給の判定を行っている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八郎潟町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,291 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,600 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.575 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.425) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) 標準的な一般行政職（税務職除く）の平均である。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

毎年、6月1日及び12月1日の基準日に在職する職員に対し、基準日6ヵ月以内の期間における職員の勤務状況等に基づき支給している。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

八郎潟町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	30.550 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	17,720 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・その他 6,500円 ・配偶者なし 11,000円 ・特定期間加算 5,000円 	同	無	6,725 千円	140,104 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間 支給限度額 27,000円 ・自宅 	同	無	851 千円	17,729 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円 	同	無	1,090 千円	22,708 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表5級以上の職員等に支給 課長職 支給額 12,000円 	異	率	1,431 千円	143,100 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,200円 	同	無	995 千円	20,729 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯等の区分により1月～3月に支給 1) 世帯主である職員 <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2) その他の職員 7,360円 	同	無	3,256 千円	67,833 円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	630,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 355,000 円	
	副町長	503,000 円 () 円	675,000 円 / 304,500 円	
報酬	議長	210,000 円 () 円	360,000 円 / 205,000 円	
	副議長	194,000 円 () 円	320,000 円 / 164,900 円	
	議員	186,000 円 () 円	300,000 円 / 145,500 円	
期末手当	町長 副町長	(23年度支給割合) 2.60 月分		
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 2.60 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	$630,000 \times \text{在職月数} \times 0.47$	1,421 万円	任期毎
	備考	$503,000 \times \text{在職月数} \times 0.28$	676 万円	任期毎
通勤手当	町長	(内容及び支給)		
	副町長	副町長については一般職の職員の例により支給		
寒冷地手当	町長	(内容及び支給)		
	副町長	一般職の職員の例により支給		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

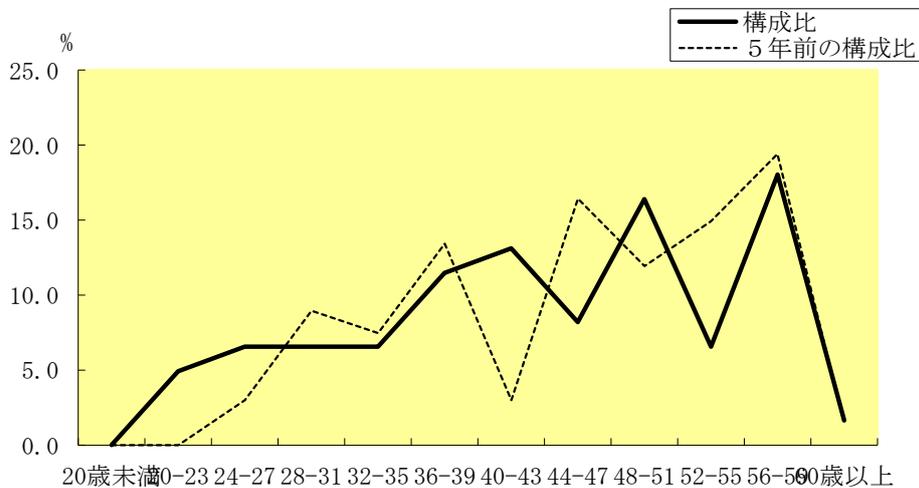
(各年4月1日現在)

分	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	組織改革に伴う異動による職員増 組織改革に伴う異動による職員減
		総務企画	15	15	0	
		税 務	4	4	0	
		民 生	4	3	△ 1	
		衛 生	4	5	1	
		農 林	4	4	0	
		商 工	1	1	0	
	土 木	3	3	0		
		計	36	36	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 97.25 人)
		教育部門	13	12	△ 1	組織改革に伴う異動による職員減
	消防部門					
	小 計	49	48	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.83 人)	
公営企業等 会計部門	水 道	3	3	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	8	8	0		
	小 計	13	13	0		
合 計		62	61	△ 1		
		[85]	[85]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	3	4	4	4	7	8	5	9	5	11	1	61

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		40	38	38	35	36	36	▲4(▲10.0)
教育		16	15	13	13	13	12	▲4(▲25.0)
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計計		56	53	51	48	49	48	▲8(▲14.3)
公営企業等会計計		11	11	13	13	13	13	2(18.2)
計		67	64	64	61	62	61	▲6(▲9.0)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 130,355	千円 13,036	千円 19,867	% 15.2	% 16.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 3	千円 11,206	千円 915	千円 3,988	千円 16,109	千円 5,370

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八郎潟町	46.3 歳	328,115 円	422,901 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 基本給には、扶養手当を含みます。
2 平均月収額は、平均年収を12で除したもので期末・勤勉手当等を含みます。
3 団体平均は、公営企業法を全部適用し水道事業を実施している全国の市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八郎潟町		八郎潟町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
1,329 千円		1,291 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）・・・一般職職員に同じ

ウ 地域手当（平成24年4月1日）・・・該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）・・・当町において、特殊勤務手当はなし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	82 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	27 千円
支給実績（22年度決算）	58 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	19 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）・・・一般職に同じ